

## I 人事・組織に関する内規

H13. 2. 16 幹事会承認  
H13. 9. 7 幹事会改訂承認  
H14. 2. 13 幹事会改正  
H15. 2. 6 幹事会改正  
H15. 6. 21 幹事会改正  
H16. 11. 13 幹事会改正  
H17. 6. 18 幹事会改正  
H17. 11. 12 幹事会改正  
H18. 3. 4 幹事会改正  
H18. 5. 19 幹事会改正  
H18. 11. 19 幹事会改正  
H19. 11. 10 幹事会改正  
H24. 12. 8 幹事会改正  
H25. 4. 13 幹事会改正

### 1. 人事

- (1) 会長 前年度の会長・副会長、副会長経験者、母校の名誉教授、教授から幹事会において予選する。
- (2) 副会長 ①母校の教授1名と母校以外から若干名（原則として主要支部の支部長・学生会の会長とし、期央で支部長・学生会会長の交替があれば副会長も交替することを総会で付帯決議する）を幹事会において予選する\*\*。  
② その他、会長予選者が指名する会員を幹事会において予選する。
- (3) 監事 原則として母校の名誉教授、母校以外の会員を会長が指名する\*\*。
- (4) 代表幹事 ①母校の教員（原則として担当幹事経験者）から会長が指名する。  
②副代表幹事を置く事が出来る\*\*。
- (5) 幹事 ①原則として支部の事務局長を地区代表幹事とし\*\*、学生会の代表を学生会幹事とし、期央で支部・学生会内の交替があれば幹事も交替する。  
② 母校の教員を支部・名簿・広報・会計担当幹事とする。  
③ その他会長が特別に指名する幹事。  
④ 必要に応じ、副幹事を設けることができる。
- (6) 運営委員会委員 会長から提案される委員候補を幹事会で審議決定する。委員は、各支部代表と大学側代表および会長が指名する若干名とし、委員長は会長が委員中より指名する。
- (7) 特別委員会委員 会長の指名による若干名の会員。任期は原則、当該審議事項の答申までとする。
- (8) 学年幹事 ① 卒業年度別同窓会（同期会）との連携を密にするため、各年度に学年1名を指名する。  
② 全体幹事会に議長を置く。議長は全体幹事会において選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (9) 顧問 会運営の助言あるいは援助を得るため、顧問を置く事が出来る。顧問の任期は1年とし、再任は妨げない。

### 2. 組織

- (1) 総会 会員によって構成し、会則の改定、正・副会長の選出ほか会の重要な事項を決議する。
- (2) 幹事会 正・副会長、監事、代表幹事、幹事によって構成し、会の運営に関する決議を行う。
- (3) 運営委員会 幹事会にかけると重要な案件の事前審議を行う。
- (4) 特別委員会 運営委員会の下部組織として特種案件の審議を行い、運営委員会に答申する。
- (5) 全体幹事会 幹事および学年幹事によって構成し総会議案の予備審議および運営協力に関する審議を行う。

### 3. 会員の範囲と資格

- (1) 付表に定める京都大学の工学部機械系の現員及びOB（含京都帝国大学）
- (2) 付表中の\*印の箇所（学生、教員、教員以外の職員）については 会員可否を運営委員会において審査する。

[改正経過]

第1回改正；H13. 9. 7幹事会

\*\*印条項の改正

第2回改正；H14. 2. 13幹事会

1(2) 副会長； 母校以外の若干名は原則として主要支部の支部長とし〔現行； 主要支部から各1名〕、期央で支部長の交替があれば副会長も交替することを総会で付帯決議する。

1(5) 常任幹事； 期央で事務局長の交替があれば地区代表幹事も交替する〔現行； 規定無し〕。

第3回改正；H15. 2. 6幹事会

1(1) 会長； 支部・本部の総会の時期が同じでなく、第2回改正によって前年度副会長が不確実になるため、副会長経験者を追加する。

第4回改正；H15. 6. 21幹事会

1(8) 顧問； 会運営の助言あるいは援助を得るため、顧問を設定する。

第5回改正；H16. 11. 13幹事会

1(7) ②評議員議長； 評議員会運営の円滑化を図るため、評議員議長を設定する。

第6回改正；H17. 6. 18幹事会

3. 構成分野

(1) 京都帝国大学機械系の流れをくむ関連専攻・分野であって、機械システム学コース専攻の出身者、教官及び元教官以外に、(2)の分野を含む。

(2) 平成17年4月現在、関連の専攻・分野は、航空工学専攻(2分野)、エネルギー専攻(4分野)、情報学専攻(3分野)である。

(3) なお、幹事会で承認された場合に限り、例外入会も認める。

第7回改正；H17. 11. 12幹事会

3. 会員の範囲と資格

(1) 京都大学の工学部機械系(付表参照)の現員及びOB(含京都帝国大学)

(2) 付表中の\*印の箇所ならびに教員以外の職員については希望者のみ

第8回改正；H18. 3. 4幹事会

2. 組織

(2) 幹事会 ①正・副会長、監事、代表幹事、常任幹事によって構成し、会の運営に関する決議を行う。

(3) 常任委員会①幹事会によって指名された委員長を含む6名前後の委員によって構成し、幹事会に提案する案件の事前審議を行う。

第9回改正；H18. 5. 19幹事会

1.(2) 副会長に学生会会長を追加

(4) 等 教官を教員に変更

(5) 常任幹事を幹事に変更

(7) 運営委員会委員を追加

(10) 特別委員会委員を追加

2.(3) 運営委員会の定義を追加

(4) 評議委員会の定義を追加

(5) 特別委員会の定義を追加

3.(2) \*印箇所の会員資格認定を追加

(3) 永年会員の説明を追加

第10回改正；H18. 11. 19

1.(4) ②「母校の教員以外の会員から」を削除する。

(5) に④を加筆する。「④必要に応じ、副幹事を設けることができる。」

(6) を削除する。

(6) 削除に伴い、1(7)以降、順次番号が繰り上がる

(7) の「会長はオブザーバーとして参加できる」は削除

3.(3) 削除

第11回改正；H19. 11. 10幹事会

1. (8) 評議員 ① 卒業年度別同窓会（同期会）との連携を密にするため、各年度に学年評議員1名を指名する。

第12回改正；H24. 12. 8幹事会

1. 人事 2. 組織  
文中の評議員の総称を学年幹事に変更する。評議員会の総称も全体幹事会に変更。

第13回改正；H25. 4. 13幹事会

1. 人事 (6) 運営委員会委員  
「委員総数は10名以下とし、」の部分を「委員は、各支部代表と大学側代表および会長が指名する若干名とし」に変更。

## II 会計に関する内規

H15. 2. 6	幹事会改訂
H16. 6. 19	幹事会改訂
H16. 11. 13	幹事会改訂
H18. 5. 19	幹事会改正
H20. 6. 25	メール幹事会改正
H21. 10. 24	幹事会改正
H22. 10. 5	メール幹事会改正
H29. 9. 30	幹事会改正

### 1. 会費

会員は年会費3000円を払い込むものとする。学生会員（京都大学に在学中の会員）は2000円を減じ、年1000円を払い込むものとする。60歳以上の会員は、60000円を払い込むことにより、それ以降は年会費納入不要の永年会員とする。

### 2. 役員旅費（旅費とは、交通費+宿泊費）

- (1) 役員等の幹事会・運営委員会等会務（総会等会員として参加するものは除く）の旅費を、支給することができる。
- (2) 付近地・近接地交通費は実費を500円単位で切り上げる。遠隔地旅費はターミナル間新幹線（のぞみ）指定席料金を1,000円単位で切り上げる。航空機、船舶の利用が必要と認められる場合は、実費を支給する。宿泊が必要な場合は実費とする。
- (3) 総会前後の会務に出席の役員には、宿泊費のみを支給する。
- (4) 会長の支部総会の出席の旅費を、支給することができる。
- (5) 支部長などの他支部の行事への参加交通費は自己負担とする。

### 3. 事務員旅費

- (1) 事務員は、支部からの依頼があった場合は、支部総会へ出張（運営協力）する。
- (2) 旅費は、本部と支部の折半負担とする。休日手当の支部負担は請求しない。

### 4. 会議費

幹事会等会務が食事時刻に入る場合は、2,000円を限度にして食事代実費を支給する。

### 5. 講師謝礼

京機会が主催する各種行事の講演会等の講師には 2(2)項に相当する旅費を支給することができる。

講師が京機会会員外の場合には、1～3万円の謝礼を支給することができる。

### 6. 支部交付金

- (1) 支部交付金は、下式により算出する。

交付金額=基本額+調整額

基本額=[当該支部の前年度会費納入者数]×400円+150,000円

調整額1=[当該支部の前々年度会費納入者の増加数]×400円

(納入者数は支部間重複率を乗じた員数)

調整額2=[当該支部の当年度会費納入者と前年度の増加数]×1000円

- (2) 本取扱いに疑義が生じた場合は、本部代表幹事、支部担当幹事、会計担当幹事、支部事務局長が調整する。

### 7. 地域・社会貢献事業等補助費

以下の事業補助費を設ける。事業の承認に関しては事業計画書を原則開催1ヶ月前までに提出することにより、運営委員会（メール審議含む）で事業に対する補助の適否を予備検討し、幹事会（メール審議含む）で補助額を審議・決定する。

(1) 会員数の制約から支部が構成できない地域（例、東北、北海道、北陸、信越など）を活動支援するための事業

- (2) 社会貢献事業
- (3) その他

8. 基本金・特別会計の取扱い

- (1) 基本金は母校元教官の寄付等による本会存立の基金と位置づけ存続する。
- (2) 特別積立金は先輩の遺産として、本会の重要かつ特別な事業の資金ないしその利子による会員の顕彰等に活用する。

9. 予算編成方針

- (1) 予算編成は前年度の実績をベースに、種々の改善努力を加味して編成する。
- (2) 3年に1度の会員名簿発行費は毎年度引当金を計上する。 (終)

[改正経過]

第1回改正；H18. 5. 19

- 1. 会費の項目を追加  
それにともない項目番号を変更
- 2. (3) 追加

第2回改正；H20. 6. 25 メール幹事会改正

- 4. 講師謝金の項目を追加  
それにともない項目番号を変更

第3回改正；H21. 10. 24 幹事会改正

- 2. 役員交通費・旅費 (4) 項目を追加

- 3. 会議費の内容（会議費額）の変更

2,000¥を限度 【現行；3,500円を限度（税務上）を】

- 7. 予算編成方針の項目(2)を削除 それにともない項目番号を変更

【現行；(2) 予算編成は収入と支出をバランスさせる通年度予算と、H10年度以降の会費収入において過年度会費の後年度納入等で積み立てられた繰越金を活用する当該年度限りの特別支出予算に区別して編成する（ただし、繰越金は通年度支出約8,000k¥の30%；2,400k¥程度を確保し、特別支出はその範囲内とする）。なお、繰越金には次年度以降の会費の前納金を含むが、それを前受金として別途計上する。】

- 5. 支部交付金 (I) 項目追加

調整額2=[当該支部の当年度会費納入者と前年度の増加数]×1000円

第4回改正；H22. 10. 5 メール幹事会

- 2. 役員交通費・旅費の「交通費」との言葉を削除。

- 2. (1) 「交通費」という言葉を削除

(5) 項目を追加。

それにともない項目番号を変更

- 3. 事務員旅費の項目を追加

それにともない項目番号を変更

第5回改正；H29. 9. 30 定例幹事会

- 7. 地域・社会貢献事業等補助費 項目を追加

それにともない項目番号を変更・追加

### Ⅲ 支部運営に関する内規

H13. 9. 7 幹事会承認  
H15. 2. 6 幹事会改訂  
H17. 5. 13 幹事会改訂  
H21. 10. 24 幹事会改訂  
H22. 10. 6 メール幹事会改正  
H25. 4. 13 幹事会改訂

#### 1. 基本事項

- (1) 支部は、本部の総会を含む春季・秋季の全国大会、京機会ニュース・会員名簿の発行、ホームページ等によるインターネット情報交流活動に対し、地域集会活動を基本として本会の目的を達成するための活動の活性化を図る。
- (2) 支部は、本部からの交付金等に基づき自主的に運営する。
- (3) 支部は原則として会員の5%以上を擁する地域にその設置を認めるが、地区京機会等からの申し出に基づき、当該地区の活動実績などをもとに幹事会において審議・可決の後、総会の承認を経て支部新設を行なうことができる。

#### 2. 支部の構成

- (1) 会員の5%以上を擁する支部の構成が可能な都府県(既成4支部)  
関西支部 ; 京都・大阪・兵庫・滋賀・奈良・和歌山の2府4県の事業所に所属するか在住する会員によって構成する。  
関東支部 ; 東京・神奈川・千葉・埼玉・栃木・茨城・群馬・山梨の1都7県の同上。  
中部支部 ; 愛知・静岡・岐阜・三重の4県の同上。  
中国・四国支部 ; 広島・岡山・山口・島根・鳥取・愛媛・香川・徳島・高知の9県の同上。
- (2) 前条第3項により設置が認められた支部  
九州支部 ; 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の8県の事業所に所属するか在住する会員によって構成する。
- (3) その他の道県  
交通の便宜を考慮して、道県単位に構成するか、隣接する道県の集合体(例えば東北、信越、北陸)にするか、既成の支部に併合するか、設立しないか等は各道県会員の意志に委ねるが、隣接する既成支部への併合、希望する地区に懇親会のみ○○地区京機会または京機○○会(仮名)の設立を推奨する。

#### 3. 会計に関する事項

- (1) 支部交付金は本部「[K4] 会計に関する内規」による。
- (2) 会議費、旅費・交通費も基本的には本部「[K4] 会計に関する内規」に準じるが、交付金等の収入と支部事務局の負担を考慮して支部ごとに定める(関西支部は他支部総会参加のための遠隔地旅費以外は支給せず、メール会議、会員参加会合併設会議を活用している)。
- (3) 支部幹事会にかかる会議費については、(1)と同様の取り扱いをお願いする。  
支部総会懇親会にかかる経費は別勘定で対応できる。ただし、支部総会懇親会などのあとの2次会への補助支出はできない。
- (4) 支部総会における本部事務員の出張・旅費については、「[K4] 会計に関する内規」による。

#### 4. 活動方針

支部は交付金等の収入と支部事務局の負担に対して可能な集会活動を検討し、その方針・要領を設定する。

- (1) 関西支部 ; 総会・新年会、異業種交流会、産学交流会、有志懇親会(京機九日会、京機・京都の会)、等
- (2) 関東支部 ; 総会(新年会・リカレント教育併催)、ゴルフ会、異業種交流会等
- (3) 中部支部 ; 総会(懇親会・リカレント教育併催)、等
- (4) 中国・四国支部 ; 総会(懇親会併催)、異業種交流会等
- (5) 九州支部 ; 総会(懇親会併設)、異業種交流会等

(終)

[改正経過]

第1回改正；H15. 2. 6 幹事会改定

4. (1) 総会(本部春季大会総会時に併催)の( )部分を削除し、総会のみ表記とする。
- (2) ゴルフ大会・異業種交流会を加筆
- (4) 異業種交流会を加筆。
- (5) 京機福岡の会を京機九州の会と名称変更。

第2回改正；H17. 5. 13 幹事会改正

1. (3) 項目を追加
- 2 (2) 項目を追加。  
(3) (2)の追加に伴い、項目番号を変更。  
文中「その会員数(最大の九州7県でも150名)・会費納入者数(九州7県でH12年度会費42名)から支部構成は困難であるので、」を削除

第3回改正；H21. 10. 24 幹事会改正

3. (3)の加筆  
「(3)支部幹事会にかかる会議費については、(1)と同様の取り扱いをお願いする。  
支部総会懇親会にかかる経費は別勘定で対応できる。ただし、支部総会懇親会などのあとの2次会への補助支出はできない。」

第4回改正；H22. 10. 5 メール幹事会改定

3. (4)の加筆  
「(3) 支部総会における本部事務員の出張・旅費については、「[K4] 会計に関する内規」による。」

第5回改正；H25. 4. 13 幹事会改正

内規の名称変更

- 「Ⅲ 支部運営に関する覚書」を 「Ⅲ 支部運営に関する内規」とする。